

学位論文（博士）のデジタル化に係る著作権処理（「共通許諾」）
手続に関する説明会（第1回）質疑応答記録

日時：平成22年6月29日 10:30～11:55

場所：国立国会図書館 東京本館新館大会議室、関西館第一研修室（TV会議中継）

※ 回答はすべて国立国会図書館による。

<Q1>

- (1) 画像データはJPEG2000ではなく、PDFファイルで受け取ることは可能ですか？
- (2) 著作権処理対象には留学生も含まれますか？連絡先が海外の場合も許諾依頼文書を発送するのですか？

<A1>

- (1) JPEG2000でお渡しする想定です。PDFファイルへの変換は各大学で行っていただくようお願いいたします。
- (2) 留学生も対象に含まれます。連絡先が不明な場合、大学に照会を行いますが、分かる範囲内で情報提供をしていただければ結構です。不明の場合は、不明で構いません。海外へも許諾依頼文書を発送します。

<Q2>

著作権処理受託業者及び大学との間で個人情報に関する取り決めの文書を出してもらうことは可能ですか？

<A2>

検討します。

（説明会后確認）

大学と著作権処理受託業者との間での個人情報に関する取り決めの文書のやり取りは想定しておりません。委託仕様上、困難と考えております。

<Q3>

商業誌、学会誌等に掲載されており、既に著作権が譲渡されている場合の取扱いはどうなるのですか？

<A3>

配布資料②のQ&A7をご参照ください。今回の著作権処理の対象は、著者（共著者を含む。）までです。出版社に著作権が譲渡されていることが判明した場合でも、出版社への許諾依頼は行いません。

<Q4>

雑誌に掲載された論文と学位論文の著作権の関係性はどのように判断するのですか？

<A4>

著者の回答に基づいて判断します。

<Q5>

個人情報保護法に、国の機関又はその事業を委託する者に情報提供する場合は、当人の許可なく、提供可能という規定がありますが、あくまでも今回の情報提供は、大学の個々の判断で行ってよいということですか？

<A5>

詳細について確認して回答します。

(説明後確認)

「共通許諾」手続に参加した場合、参加大学は、デジタル化する学位論文の著作権処理事業の一当事者の位置付けとなります。参加大学が、著作権処理の過程において、著者の連絡先照会に対する協力として保有する個人情報を著作権処理受託業者に提供することは、大学が自らの事業を行うための必要から、自ら保有する個人情報を利用することに相当すると考えられます。

ご指摘の規定は、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 4 号と思われませんが、「共通許諾」手続参加大学が著者の連絡先照会に対する協力として個人情報を提供することは、上記の位置付けに立てば、この規定には該当しないと考えられます。

なお、学位取得者の個人情報を取得した目的、学内の規定等に照らして、そのような利用を認めないという場合には、大学が保有する個人情報を著作権処理受託業者に提供できなくても差し支えありません。また、学内の規定上個人情報を提供できないことで「共通許諾」手続への参加は妨げられません。

(個人情報保護法令との関係については、当館法規担当に確認)

<Q6>

- (1) 受入年が 1991 年～2000 年までとなっている理由は何ですか？
- (2) 受入年は、年ですか？年度ですか？
- (3) 著作権業者による連絡先調査の判明率はどのくらいを想定しているのですか？
- (4) 個人情報保護法の規定により、本人の同意が不要であるということになった場合、大学へ早く知らせていただきたい。共通許諾への参加がしやすくなると考えます。

<A6>

(1) 国公立大学図書館協力委員会との協議の中で、基準日を設けて、基準日以前の過去分のデジタル化を国立国会図書館で行うこととなりました。基準日は 2001 年 3 月 31 日とすることが確認されております。2001 年度を区切りとしたのは、2000 年前後から、各大学での機関リポジトリやデジタル化の取組が行われるようになったためと記憶しています。対象範囲が 10 年となったのは、当館の予算執行上の理由です。

(2) 年度です。

(3) 判明率は不明です。

(4) 至急確認し、学位授与大学に何らかの方法で周知するようにいたします。

<Q7>

(1) 卒業生の就職先のみでの情報提供でもかまわないでしょうか？その場合、就職先に著作権処理受託業者から連絡が行くのですか？

(2) 今後の国立国会図書館への学位論文の送付方法は、冊子体での送付に付随して、電子媒体での送付の要請はありますか？

<A7>

(1) 情報提供いただけるとありがたく存じます。著作権処理受託業者が著者へ連絡します。

(2) 学位規則及び昭和 50 年の文部省の通知に基づき、国立国会図書館へ冊子体の学位論文をご送付いただいています。学位論文の送付の在り方については、「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」での協議課題の一つとなっておりますが、協議は継続のため、当面は冊子体でご送付いただくこととなります。

<Q8>

(1) 大学に照会が届くのはいつ頃ですか？著者からの回答書の返送の期限はいつまでですか？

(2) 大学使用欄は、公開について制限を付けたい場合に記入するものなのですか？

<A8>

(1) 22 年 11 月～23 年 1 月頃を想定しています。著者からの回答書は、原則として 23 年 3 月末までに返送いただくこととしています。

(2) デジタル化した学位論文の利用条件に追加して、何らかの大学固有の条件がある場合に記入してください。配布資料②の Q&A6 もご参照ください。

<Q9>

(1) 許諾依頼文書は、著作権処理受託業者又は大学から送付するという理解でよいでしょうか？個人情報を業者に渡すことについては、ナーバスにならざるを得ないため、大学から送付するのが良いと考えます。

(2) 大学から著者へ発送する場合、業者は著者に送付する送料を負担しなくてもよいことになるのですから、その送料は国立国会図書館で負担するべきと考えますが、いかがでしょうか？

<A9>

(1) 許諾依頼文書は、基本的には、著作権処理受託業者から送付します。しかし、著作権処理受託業者が連絡先調査を行い、連絡先が判明しなかった場合に、共通許諾参加大学から直接、把握している範囲で著者へ発送することもオプションとして考えております。

(2) 大学から著者へ発送する場合、業者が許諾依頼文書を作成し、大学へ発送する際に送料が発生します。大学から著者への発送の送料は、大学でご負担いただければありがたいと考えております。

国立国会図書館及び大学で学位論文をデジタル化したい場合、双方の経費でそれぞれに行うのは無駄になってしまいます。そのため、デジタル化経費は国立国会図書館で負担しますので、著作権処理作業においては大学にもご協力いただきたいというのが、今回の趣旨であると考えています。

大学から著者へ直接発送するというオプションは、共通許諾に協力したいが、業者への個人情報提供を行うことは困難であるため、送料を負担してもよいので直接発送したい、という大学に選択肢を用意しようとするものです。送料負担が困難である場合はこの方式を選択できない、ということは十分理解いたします。あくまでも大学で可能な範囲でご協力いただければありがたく存じます。著作権処理受託業者の送料負担が無くなるというのはご指摘のとおりですが、そこはご理解いただければと思います。

<Q10>

(1) 出版社から発行されており、明らかに出版社で著作権を保持している場合も著作権処理対象となるのですか？

(2) 学位論文本文を見れば、共著者が明らかである場合も、共著者の確認は学位を授与された者の許諾回答書をもとに行うのですか？

(3) 許諾依頼に対する回答書の1「許諾する利用」(1)「国立国会図書館及び大学の利用」について、⑤と⑥の回答欄は分かれているのは、⑤の大学への複製物の譲渡は許諾されたが、⑥の大学におけるインターネット公開及び全文複写が不許諾となる可能性があるということですか？

(4) 学位論文に図版が含まれている場合、その図版の著作権者への著作権処理は行うのですか？

(5) インターネット公開を行ったとき、問題が生じた場合、責任の所在はどこになるのですか？

<A10>

(1) 及び (2) 著作権処理受託業者は当館の書誌データをもとに作業するため、学位論文本体は確認しません。

(3) 許諾依頼に対する回答書の⑤と⑥は利用の主体により分けられており、⑤の利用が許諾された場合でも、⑥の利用が不許諾となることがあります。

(4) 図版の著作権については、学位論文の著者が確認して、許諾回答するものと考えております。

(5) 責任の所在は、インターネット提供を行っている主体にあると考えます。国立国会図書館と大学双方で公開している場合は、それぞれが責任を持つこととなります。

<Q11>

参加大学においても広報を連携して行うとありますが、照会窓口は国立国会図書館としてほしい。また、大学において広報を行う場合でも、広報の内容は提示してほしい。

<A11>

照会窓口は国立国会図書館に設けます。国立国会図書館ホームページ等で広報することを考えていますが、大学で広報していただける場合は、文案は国立国会図書館から提示します。

【説明会後の質疑応答】

<Q12>

今回、共通許諾に参加しない大学があった場合、その大学の学位論文の著者に対して、共通許諾ではなく、国立国会図書館として(単独で)許諾依頼をすることになるのですか？

<A12>

その通りです。「共通許諾」に参加しない大学が学位授与した学位論文については、国立国会図書館が単独で、当館の利用についての許諾依頼を行います。

<Q13>

「共通許諾」手続参加に係る回答書の4に関して。大学の機関リポジトリに載せるために既に許諾(又は不許諾)を得ている場合、「後日、許諾手続きの方法について調整する」とありますが、ここでいう調整とは、「既に許諾(不許諾)を得ている」著者に今回あらためて共通許諾依頼をしないよう大学が希望する場合には、それらの人は除外するということですか？

<A13>

その通りです。「共通許諾」手続参加大学が既に許諾(不許諾)を得ている著者に今回あらためて共通許諾依頼をしないよう希望する場合には、それらの著者を「共通許諾」依頼対象から除外します。それらの著者に対しては、国立国会図書館が単独で当館の利用についての許諾依頼を行います。

「共通許諾」手続参加に係る回答で、「既に許諾(不許諾)を得ている学位論文がある」ことが確認できた大学に対しては、当該著者に対する共通許諾依頼の希望の有無を確認させていただき、共通許諾依頼を希望しない場合には、当該著者(又はその著者の学位論文)のリストのご提出をお願いします。

<Q14>

(1) 共著者に対する許諾依頼は、すべての共著者に行うのですか？

(2) 共著者から学位取得者に著作権が譲渡されている場合、許諾依頼に対する回答書の書式では、その旨を表明することが難しいのではないのでしょうか？

<A14>

(1) 学位論文の著者からの返送された許諾回答書で確認することができる共著者が許諾依頼の対象となります。

(2) 確かに、許諾依頼に対する回答書の別紙2では、そのような旨を記載することが難しいと思われますので、回答書の記載要領を別途作成し、許諾依頼文書に同封することを検討します。

<Q15>

学位論文の著者に送付する文書は、説明会配布資料②の何ページから何ページまでですか？

<A15>

8～14 ページです。このほか、別途作成を予定する記載要領や Q&A、返信用封筒・返信用切手を送付します。